

補助金交付申請の受付を開始しています。

申請は、確実に令和7年2月10日まで
工事完了報告書を提出できる
ものに限ります。

住宅の新築 増築&リフォーム

**助成
します。**

●補助金額

- ・一戸建て住宅の新築（工事費600万円以上）は**一律30万円**
- ・住宅の増築・リフォーム工事（工事費20万円以上・10万円単位で端数は切り捨て）は対象工事費の**5分の4**または**20%の額**または**3分の1の額**（要件により限度額が**24～30万円**）

★これまでにこの事業を利用された方も、改めて利用可能です。

内容により補助率や、補助上限等の種類が異なりますので、**フローチャートでの確認**や
窓口：市建設管理課
Tel.85-1627への
問い合わせを必ずしてください。

令和6年度 リフォーム補助金フローチャート



★5要件工事を含む工事が補助対象となります

□工事要件について ※必須

- ・5要件
減災 バリアフリー化、寒さ対策・断熱化、県産木材使用、克雪化のうち一定条件に該当する場合

□世帯要件について

- ・新婚世帯
補助申請日において婚姻した日から5年以内である世帯
- ・子育て世帯
平成18年4月2日以降に出生した子がいる世帯、若しくは子の出産の予定がある女性がいる世帯

種別	フローチャート	タイプ1	タイプ2	タイプ3	タイプ4
世帯要件		新築	減災対策	—	新婚 子育て
補助率		一律	5分の4	20%	3分の1
補助上限		30万	30万	24万	30万

- 対象要件
 - ・一戸建て住宅の新築・増築・リフォーム工事
 - ・市内に本社・本店がある業者と契約を行うこと
 - ・令和7年2月10日までに工事完了報告書及びそれに付する書類を提出できること
 - ・市税の滞納がないこと



なお、交付決定前の契約・着工は補助対象とはなりませんのでご注意ください。また、予算がなくなり次第、終了いたします。

～商工会は行きます・聞きます・提案します～ **寒河江市商工会** TEL.0237-86-1211

この補助金は、寒河江市商工会が関係団体と連携し市当局へ要望し、実現いたしました。どうぞお気軽にご相談ください。

